

カトリック川越墓地共同の墓使用規則

2014年8月1日

カトリック川越教会 墓地管理委員会

1. 目的

本規則は、カトリック川越墓地使用規約(以下規約と称する)第2項のカトリック川越墓地内に設けられた共同の墓(以下この墓と称する)の使用に関する基準を定め、その運営が適切に行われるようにすることを目的とする。

2. この墓の使用

この墓は、次の各号に掲げる遺骨を埋葬するものとする。

- ① 規約第24、25項により墓地及び納骨堂の使用許可が取り消し、若しくは解約となった場合の遺骨(特に25項で定める一括埋葬の場所としてこの墓を定義する)。
- ② 後継者のない無縁の遺骨で規約第3項の管理責任者がこの墓への埋葬を許可したもの。
- ③ 無縁には該当しないが諸般の事情で規約で定める永代使用权の取得を望まないもので生前に管理責任者の許可を得たもの。

3. 埋葬の方法

この墓は遺骨を骨壺に納めず、唐櫃(カロート)内に直接散骨埋葬するものとする。

4. 墓誌

本規則2項1号に該当するものについては適切な記事を別に定める規則に従い刻印する。本規則2項2号及び3号に該当する者は埋葬者の氏名を含め一切の刻印をしない。

5. 利用代金

この墓を利用する場合は、墓地管理料、埋葬料など墓地会計の収入となる一切の費用負担を求めない。

6. この規則に定めのない事項

この規則に定めのない事項についてはその都度、管理責任者ならびに墓地管理委員会が定める。

以上